

24年第2回定例会提出議案

■ 6月8日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先委員会	議決結果
報告第2号	門真市土地開発公社の経営状況について	平成24年度の予算及び資金計画	—	議決不要
報告第3号	平成23年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書について	平成24年第1回定例会で議決及び同年3月30日に専決処分をした次の事業に係る繰越明許費の歳出予算の経費の繰越計算書の報告 (1) 第六中学校耐震補強事業 (2) 市民プラザ（I期棟）耐震補強工事 (3) 総合行政情報システム改修事業 (4) 放課後児童クラブ耐震補強工事 (5) 住宅市街地総合整備事業 (6) 脇田小学校防災備蓄倉庫整備事業 (7) 大和田小学校外2校耐震補強工事 (8) 第一中学校撤去工事事前調査事業 (9) 第七中学校耐震補強工事	—	議決不要
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（平成24年度門真市一般会計補正予算（第1号）について）	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ50,920千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ58,134,920千円とする。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容） 市債・市債 50,920千円 (2) 歳出（歳出補正の内容） 公債費・公債費 50,920千円	総務水道常任委員会	承認
議案第42号	門真市立大和田小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について	1 契約金額 223,821,150円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 大阪市生野区中川西一丁目8番4号 大勝建設株式会社 代表取締役 脇坂育男 4 工期 議会の議決のあった日から平成24年11月30日まで	総務水道常任委員会	可決
議案第43号	公共下水道千石西管渠築造工事(3請負契約)の締結について	1 契約金額 182,345,100円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 門真市城垣町2番13号 株式会社百万石建設 代表取締役 鈴木光重 4 工期 議会の議決のあった日から平成25年3月31日まで	総務水道常任委員会	可決
議案第44号	公共下水道舟田東管渠築造工事請負契約の締結について	1 契約金額 166,297,950円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 門真市大字三ツ島1175番地の2 大起建設株式会社	総務水道常任委員会	可決

		代表取締役 前芝好一 4 工 期 議会の議決のあった日から平成25年3月31日まで		
議案第45号	公共下水道千石島頭管渠築造工事(2請負契約の締結について)	1 契約金額 130,228,350円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 門真市北巢本町25番7号 辰己建設株式会社 代表取締役 園田英樹 4 工 期 議会の議決のあった日から平成25年3月31日まで	総務水道常任委員会	可決
議案第46号	守口市門真市消防組合規約の一部変更に関する協議について	大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成12年大阪府条例第6号)に基づく事務の権限委譲に伴う守口市門真市消防組合との共同処理等について、守口市と協議を行うもの 1 要旨 (1) 火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する事務を新たに守口市門真市消防組合との共同処理とするもの (2) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)による外国人登録法の廃止に伴う規定整備を行うもの 2 施行日 1(1)にあつては、平成25年3月1日 1(2)にあつては、大阪府知事の許可のあった日	総務水道常任委員会	可決
議案第47号	門真市税条例の一部改正について	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)の公布に伴うもの 1 要旨 (1) 平成23年度の税制改正で、所得税において寡婦(寡夫)控除が追加されたことに伴い、市民税の申告では不要となったため削除するもの (2) 地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を自治体が条例で定めることができる仕組み(地域決定型地方税制特例措置)の創設により、雨水貯留浸透施設及び下水道除害施設について、条例で軽減の割合を定めるもの 2 施行日 1(1)にあつては、平成26年1月1日 1(2)にあつては、公布の日	総務水道常任委員会	可決
議案第48号	門真市立市民公益活動支援センター条例の一部改正について	1 要旨 門真市立市民公益活動支援センターの移転に伴い規定整備を行うもの 2 施行日 平成25年4月1日	民生常任委員会	可決
議案第49号	平成24年度門真市一般会計補正予算(第2号)	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,112千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ58,144,032千円とする	民生常任委員会	可決

		<p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入 (歳入補正の内容) 府支出金・府補助金 9,112千円</p> <p>(2) 歳出 (歳出補正の内容) 民生費・社会福祉費 12,150千円 土木費・都市計画費 △3,500千円 予備費・予備費 462千円</p>	<p>建設文教常任委員会</p> <p>総務水道常任委員会</p>	
議案第50号	平成24年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	<p>既定の歳出予算の総額5,901,986千円の範囲内で更正する。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入 (歳入補正の内容) 繰入金・一般会計繰入金 △3,500千円 市債・市債 3,500千円</p> <p>2 地方債の補正</p> <p>(1) 変更分 目的 資本費平準化 限度額 495,000千円→498,500千円</p>	建設文教常任委員会	可決
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) について)	<p>既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,955,424千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22,098,476千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入 (歳入補正の内容) 諸収入・雑入 3,955,424千円</p> <p>(2) 歳出 (歳出補正の内容) 繰上充用金・繰上充用金 3,955,424千円</p>	民生常任委員会	承認
議案第51号	監査委員の選任について	溝端 稔委員の任期満了 (平成24年9月16日) に伴うもの	—	同意
議案第52号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	小谷 隆幸委員の任期満了 (平成24年9月16日) に伴うもの	—	同意
議案第53号	固定資産評価員の選任について	小西 清評価員の辞職に伴うもの	—	同意

■ 6月20日 付議事件

議員提出 議案第7号	<p>防災・減災ニューディールによる社会基盤再構築を求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 田伏 幹夫 平岡久美子 土山 重樹 春田 清子 福田 英彦 吉水 丈晴 日高 哲生</p>	<p>1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進んだ。高度経済成長期に建築されたものは、現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいる。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言 (平成20年5月) の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘している。今後、首都直下型地震や三連動 (東海・東南海・南海) 地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課</p>	—	可決
---------------	---	--	---	----

		<p>題と言える。</p> <p>災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができる。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできる。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能である。</p> <p>一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出である。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考ええる。</p> <p>よって政府は、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、下記の事項について、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。 2 電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。 3 地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p style="text-align: center;">平成24年6月20日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 各あて 経済産業大臣 国土交通大臣</p>		
<p>議員提出 議案第8号</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 田伏 幹夫 平岡久美子</p>	<p>昨年2011年8月に成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が、本年7月1日に施行される。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図っているが、導入促進に向けての環境整備は不十分である。</p> <p>導入に当たっての課題として、風力発電では送電</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>可決</p>

	<p>土山 重樹 春田 清子 福田 英彦 吉水 丈晴 日高 哲生</p>	<p>網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられる。また、小水力発電導入時の手続きの簡素化・迅速化なども求められている。</p> <p>日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（2005年環境省）で、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べて遅れており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっている。</p> <p>よって政府は、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、下記のとおり、十分な環境整備を図るよう強く求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。 2 買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。 3 再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p style="text-align: center;">平成24年6月20日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 経済産業大臣 各あて</p>		
<p>議員提出 議案第9号</p>	<p>尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 平岡久美子 土山 重樹 春田 清子 吉水 丈晴 日高 哲生</p>	<p>尖閣諸島は我が国固有の領土であることは歴史的・国際法的に明確であるが、中国が不当に領有権を主張している。このまま放置すれば我が国の領土保全は極めて不安定な状況になる恐れがあり、尖閣諸島の実効支配を早急に強化し「尖閣を守る」国家の意思を明確に示す必要がある。</p> <p>また、我が国は世界第6位の排他的経済水域面積を有し、豊富な海底資源を保全し、国益を守るためにも国境となる離島の保全・振興、無人島となっている国境の島の適切な管理を進めていく必要がある。</p> <p>よって政府は、海洋国家日本の国益を保全するため、下記事項の実現を速やかに進めるよう強く求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 我が国の領土・主権を毅然たる態度で守る意思を内外に明確にするため、領域警備に関する必 	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>可決</p>

		<p>要な法整備を速やかに講じること。</p> <p>2 我が国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な離島を振興する新法を制定すること。</p> <p>3 我が国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な無人島について国による土地収用の係る措置等を定めた新法を制定すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>平成24年6月20日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 法務大臣 国土交通大臣 各あて 防衛大臣 内閣官房長官</p>		
<p>議員提出 議案第10号</p>	<p>北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 平岡久美子 土山 重樹 春田 清子 吉水 丈晴 日高 哲生</p>	<p>平成14年、北朝鮮は拉致を認めて5人の被害者を返した。しかし、そのとき以降、5人の被害者家族の帰還以外、全く進展はない。北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛も10年延長した。</p> <p>政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定している。それ以外に、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在する。このことは政府も認めている事実だ。</p> <p>平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部をつくり担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることができていない。</p> <p>昨年未、拉致の責任者である金正日が死んだ。北朝鮮が生きている被害者を死んだと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日の責任を認めたくないためだった。その金正日の死は、後継金正恩政権の不安定さを含め救出の好機となり得る。金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的交渉に引き出さなければならない。</p> <p>一方で、混乱事態が発生し被害者の安全が犯される危険も出てきた。混乱事態に備えた対策も早急に検討しなければならない。</p> <p>拉致問題は重大な主権侵害であり、かつ許しがたい人権侵害であることは言うまでもない。</p> <p>よって政府は、今年を勝負の年として、全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するように強く要望する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>	<p>—</p>	<p>可決</p>

		平成24年6月20日 内閣総理大臣 外務大臣 内閣官房長官 拉致問題担当大臣	門真市議会 各あて		
--	--	--	--------------	--	--